

## 宇都宮市平和啓発事業推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する平和啓発事業推進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市民協働のもと、平和なまちづくりを進めるため、戦争の悲惨さと平和の尊さへの意識高揚を図ることを目的に市民団体が実施する平和啓発事業一般を対象に、その経費の一部を補助し、事業を充実させることで、本市の平和事業の更なる推進を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる平和啓発事業（以下「補助事業」という。）とは、本市の平和意識の高揚を目的として、市内で実施される事業のうち、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市民の平和意識を醸成し、平和の維持拡大に寄与する事業であること。
- (2) 地域、性別、年齢等にかかわらず、市民の誰もが参加できる事業であること。
- (3) 当該事業が政治、宗教及び営利を目的としないこと。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内で活動している団体
- (2) 原則5名以上で構成されている団体
- (3) 法人格のない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関して規約や会則等の定めがあること。
- (4) 法人格を有する団体にあつては、市民税に滞納がないこと。

### (補助金対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。ただし、補助事業を実施する団体の運営に係る経費等を除く。

- 2 補助金は、予算の範囲内で、1事業当たり3万円を上限とする。
- 3 補助事業者は、当該事業に関し、本市の他の補助制度と重複して補助金の交付を受け

ることとはできない。

(交付申請等)

第6条 規則第3条第2項第4号の書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、今後新たに団体を結成して事業を行おうとするときは、第1号の書類をその事業計画案に代えることができるものとする。

- (1) 団体の会則又は規約
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

区分	経費の種類
報償費関係	講師等謝礼，調査・研究の報償等
旅費関係	交通費（日常の活動に要するものを除く。），通行料等
需用費関係	図書費，文具費，雑品類，食糧費，石油類，写真現像焼付け，印刷，製本等
役務費関係	郵便料，通信料，コピー代，宅配料，保険料，損害賠償保険料等
委託料関係	警備委託料，会場設営委託料等
使用料及び 賃借料関係	催し物等会場，レンタル機器，レンタル物品の使用料等